

伊勢市立五十鈴中学校いじめ防止基本方針

令和8年4月3日

1 いじめの定義といじめに対する本校の基本認識

(いじめの定義)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍する児童等当該児童等との一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。【いじめ防止対策推進法】

(本校の基本理念)

いじめは、いじめを受けた生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあり、決して許されない行為です。したがって、本校では、すべての生徒がいじめを行わず、及び他の生徒に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

(いじめの禁止)

生徒は、絶対にいじめを行ってはならない。

(学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれに対処し、さらにその再発防止に努めます。

上記の考え方のもと、本校では全ての職員が「いじめは、どの学校・どの学級でも起こりうるものであり、いじめ問題に全く無関係ですむ生徒はいない。」という基本認識にたち、全校の生徒が「いじめのない明るく楽しい学校生活」を送ることができるように、「いじめ防止基本方針」を策定しました。

いじめ防止のための基本姿勢として、以下の5つのポイントをあげます。

- ① いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努める。
- ② 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進する。
- ③ いじめの早期発見のために、様々な手段を講じる。
- ④ いじめの早期解決のために、当該生徒の安全を保障するとともに、学校内だけでなく関係機関や専門家等と協力をして、解決にあたる。
- ⑤ 学校と家庭が協力して、事後指導にあたる。

2 いじめの未然防止のための取組

生徒一人一人が認められ、お互いに相手を思いやる雰囲気づくりに学校全体で取り組みます。また、教師一人一人が分かりやすい授業を心がけ、生徒に基礎・基本の定着を図るとともに学習に対する達成感・成就感を育て、自己有用感を味わい自尊感情を育むことができるように努めます。

道徳の時間には命の大切さについての指導を行います。また、「いじめは絶対に許されないことである」という認識を生徒がもつように、教育活動全体を通して指導します。そして、見て見ぬふりをすることや知らん顔をすることも「傍観者」として、いじめに加担していることを認識させます。

(1) いじめを許さない、見過ごさない雰囲気づくりに努めます。

具体例として

① 教育相談週間

個々の生徒から直接、悩み等を聴きとる取るために、学期に1回「教育相談週間」を設定する。

② あいさつ運動

あいさつを通して良好な人との関わりを作るための生徒会活動を推進する。

③ 学級づくり・学年づくり

やりとり帳等の調査により、日々の生徒の悩みや学級の雰囲気等を把握する。

(2) 生徒一人一人の自己有用感を高め、自尊感情を育む教育活動を推進します。

具体例として

① 人権教育の日常化

日常的に人権感覚を磨くために、全ての教科において人権教育と関連付けた授業を展開するとともに、全ての学校生活において、人権上の問題を明らかにし、その解決を図る態度を培います。

② コミュニケーション能力を身に付けるためのトレーニング活動

コミュニケーション学習を実施し、自分と他人では思いや考えが違うことに気付かせ、考えや気持ちを適切に豊かに表現する力を培います。

③ 人とつながる喜びを味わう体験活動

地域の人等とつながる喜びを味わう体験をとおり、人との関わり方を身に付けます。

3 いじめの早期発見・早期解決に向けての取組

(1) いじめの早期発見のために、様々な手段を講じます。

ア 「いじめはどの学校でも、どの生徒にも起こりうるものである。」という基本認識に立ち、全ての教員が生徒の様子を見守り日常的な観察を丁寧に行うことにより、生徒の小さな変化を見逃さない鋭い感覚を身に付けます。

イ 様子がおかしいと感じた生徒がいる場合には学年団や生徒指導委員会等の場にお

いて気付いたことを共有し、より大勢の目で当該生徒を見守ります。

ウ 様子に変化が見られる場合には、教師が積極的に働きかけを行い生徒に安心感をもたせるとともに問題の有無を確かめ、解決すべき問題がある場合には、「教育相談活動」で当該生徒から悩み等を聞き、問題の早期解決を図ります。

エ 「学校生活に関するアンケート」を学期に1回行い、生徒の悩みや人間関係を把握しいじめゼロの学校づくりを目指します。

(2) いじめの早期解決のために、全職員が一致団結して問題の解決にあたります。

ア いじめ問題を発見したときには、学級担任だけで抱え込むことなく、学校長以下全ての教員が対応を協議し、的確な役割分担をしていじめ問題の解決にあたります。

イ 情報収集を綿密に行い、事実確認をした上で、いじめられている生徒の身の安全を最優先に考え、いじている側の生徒に対しては毅然とした態度で指導にあたります。

ウ 傍観者の立場にいる生徒たちにもいじているのと同様であるということを指導します。

エ 学校内だけでなく関係機関や専門家等と協力をして解決にあたります。

オ いじめられている生徒の心のケアを行うために、スクールカウンセラーや養護教諭と連携を取りながら、指導を行います。

カ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

(3) 家庭や地域、関係機関と連携した取組

ア 中学校区の連携を密にし、小中学校の9年間を通して子どもを見守っていきます。

イ いじめ問題が起きたときには家庭との連携をいつも以上に密にし、学校側の取組についての情報を伝えるとともに、家庭での様子や友達関係についての情報を集めて指導に活かすようにします。

ウ 学校や家庭にはなかなか話すことができないような状況であれば、スマイルいせなどの相談窓口の活用も検討します。

4 いじめ問題に取り組むための組織

(1) 学校内の組織

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「生徒指導委員会」を設置します。

<構成員>

校長、教頭、生徒指導主事、学年生徒指導担当、養護教諭、スクールカウンセラー

<活動>

①いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）。

- ②いじめ防止に関すること。
- ③いじめ事案に対する対応に関すること。
- ④いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する生徒の理解を深めること。

<開催>

週1回を定例会とし、いじめ事案発生時は緊急開催とします。

(2) 家庭や地域、関係機関と連携した組織

緊急な生徒指導上の問題が発生した場合は、その場の適切な処置をとるとともに教頭に報告します。また、状況によっては緊急生徒指導委員会を開催し迅速な対応を行います。教頭は、校長に報告し、校長の指示により敏速に支援体制をつくり、対処します。

緊急を要する問題行動が発生したときに、緊急生徒指導委員会を開催します。緊急生徒指導委員会参加メンバーは以下の通りです。

校長、教頭、生徒指導主事、スクールカウンセラー、PTA会長、学校運営協議会委員、青少年健全育成協議会会長

5 重大事案態への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行います。

- ア 重大事案態が発生した旨を、伊勢市教育委員会に速やかに報告します。
- イ 教育委員会と協議の上、当該事態に対処する組織を設置します。
- ウ 上記組織を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施します。
- エ 上記調査結果については、いじめを受けた児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供します。

6 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適正に自校の取組を評価します。

- ア いじめの早期発見に関する取組に関すること。
- イ いじめの再発を防止するための取組に関すること。